令和８年第４回今金町議会臨時会　第１号

令和８年５月２６日（火）

○議事日程

１　会議録署名議員の指名について
２　会期の決定について
３　承認第１号　今金町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分の承認について
４　承認第２号　今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について
５　承認第３号　令和７年度今金町一般会計補正予算（第１１号）専決処分の承認について
６　承認第４号　令和７年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について
７　承認第５号　令和７年度今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）専決処分の承認について
８　承認第６号　令和７年度今金町介護保険特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
９　承認第７号　令和７年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
１０　承認第８号　令和７年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について
１１　承認第９号　令和７年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
１２　承認第１０号　令和７年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）専決処分の承認について
１３　議案第１号　令和８年度今金町一般会計補正予算（第１号）について

○出席議員（１２名）

議長１２番	芳賀芳夫君	副議長１１番	日置紳一君
１番	苅屋泰裕君	２番	岸　雅子君
３番	矢内義則君	４番	上村　忠君
５番	内ヶ島祐一君	６番	岸　徹也君
７番	村上忠弘君	８番	川上絹子君
９番	向井孝一君	１０番	村瀬　廣君

○出席説明員

町長	中島光弘君
副町長	森朋彦君
総務財政課長	山田薫君
総務財政課長補佐	竹内佳生君
公営施設課長	杉山輝希君
公営施設課長補佐	山田真也君
くらし安心課長	宮崎吉広君
まちづくり推進課長	田中崇君
まちづくり推進課長補佐	佐藤直樹君
保健福祉課長	住吉淳君
保健福祉課長補佐	山田薫君
保健福祉課長補佐	村上拓也君
農林振興課長兼 国営農地再編推進室室長	白山晋君
農林振興課長補佐兼 国営農地再編推進室次長	大口陽平君
農林振興課長補佐	松浦秀明君
会計管理者	岸貴之君
兼税務住民課長 税務住民課長補佐	森山英樹君
税務住民課長補佐	勝山奈保美君
老人保健施設事務長	立島剛君
国保病院事務長	山田哲也君
国保病院事務次長	濱谷幸男君
農業委員会事務局長	高橋秀実君
教育委員会事務局長 兼給食センター所長 兼総合体育館館長	早坂靖君
教育委員会事務局次長	宮本雅通君
給食センター次長	古谷哲男君

○出席事務局職員

議会事務局長	鈴木正之君
議会事務局主事	海津侑也君

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　おはようございます。

只今の出席議員は 12 名で、定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和８年第４回今金町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（芳賀芳夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の署名議員には、苅屋君、岸雅子君を指名いたします。

◎日程第２　会期の決定

○議長（芳賀芳夫君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の１日間といたしたいのでありますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、会期は本日の１日間と決定いたしました。

◎日程第３　承認第１号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第３、承認第１号を議題といたします。

今金町税条例及び今金町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　おはようございます。それでは、承認第１号今金町税条例及び今金町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の関係法令が令和８年３月 31 日に公布され、原則として同年４月１日から施行されたことに伴い、専決処分をいたしました、本条例の一部改正につきまして、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の項目は、個人住民税において復興特別所得税の課税期間の延長等の改正、固定資産税において、免税点の見直し、課税特例の追加及び削除等の改正、軽自動車税において環境性能割廃止に伴う改正、その他といたしまして、納税証明事項に関する改正などであります。以上、改正に関わる主な概要を申し上げました。

詳細につきましては、添付の資料によりまして、税務住民課長が説明をいたします

御審議頂き御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
○議長（芳賀芳夫君）　税務住民課長、岸君。
○税務住民課長（岸　貴之君）　（税務住民課長朗読説明、記載省略）
○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　今回の議案書を見ていて、なかなか読み解くのに、僕もかなり苦慮して、全体的にどういうふうに変わるのかっていうところがちょっと理解追いつかない部分があったんですが、その中で自動車税の環境性能割の廃止のところでですね、この廃止されることによって、今回改正された後ですね、軽自動車購入とかされた方にですね、この税負担っていうのはどのように具体的にどう変わるのかっていうところをひとつ教えていただきたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　税務住民課長、岸君。
○税務住民課長（岸　貴之君）　この環境性能割の廃止というのは令和８年度の税制改正において、アメリカの関税が日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内の自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減するというような趣旨での廃止となることから、これまでの環境性能割は、ユーザーからは負担をさせないというようなことになります。
これまで今金町の環境性能割の実績については、これは北海道経由で入ってくるお金なんですけれども、令和７年度は 48 台で 121 万 200 円、令和６年度は 45 台、98 万 6600 円、国のほうはこの地方税の減収分については、安定財源を確保するために具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てするとされております。令和８年度の地方特例交付金において、措置される予定と聞いております。以上となりますのでよろしくお願いいたします。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。それでですね、あと暗号資産とかですね、この免税点が変わるとかですね、多様な変更点がたくさんあると思うんですが、その中で暗号資産なんかもですね、やってる方もいらっしゃるだろうというふうに思いますが、その中でそこに住民税の申告が伴うよというところをまだ分からない方も町の中にもいらっしゃると思いますし、全体を通してですね、今回のこの改正、現行とですね、どう変わっていくのかというところの周知というところをどのように考えていらっしゃるかお答え願いたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　税務住民課長、岸君。
○税務住民課長（岸　貴之君）　これまでもですね、毎年のように税制改正があり、町税条例においても、改正を行ってきたところですけれども、苅屋議員が言うように複雑な部分が多く、なかなか住民の皆さんに周知をするという話になっても、専門用語がすごく多くて、専門用語を使わなければ、なかなか説明が難しい部分もありますけれども、特段これまでは住民周知というものもしてきていなかったのが実態ではあり

ます。先ほども言いましたように、なかなか説明が難しい部分もありますけれども、何ができるのかというのは、ちょっと課内のほうで検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　今、税務住民課の資料見てます。資料の１ページ、基本的な流れというのは、要は国の動きに準じて町条例を改正をしていくという流れに関しては、これはもうそのとおり進めていただければという思いではありますが、改正の概要、4つほど挙げられております。今苅屋議員が軽自動車関係もありましたし、周知の部分っていうのは課長のほうからも答弁あったわけですけれども、それ以外の(1)、(2)、あと（4)、これで実際に町民にどのような影響があるのか、これは大変難しい答弁になるのかもしれませんが、正確じゃなくてもそれは構いませんのでね、こういったことが想定されるという話がまず聞きたい。(1）に関してはこういうことが想定されるとかね。あと、それに準じて町として、町のいわゆる税収、この部分で増減がどのように想定がされるのか、増になった部分に関しては、これはありがたいなという思いと、減になってるんであれば、その減の部分というのは交付税で何らか措置されるのかとか、ちょっとその辺のお話をお聞きをしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　税務住民課長、岸君。

○税務住民課長（岸　貴之君）　なかなかちょっと答弁が難しい部分にはなるんですけれども、例えば個人住民税の改正の部分ですね、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正という部分については、これまで所得税に関しては、復興特別所得税というものが所得割に課されていて、現行2.1%の税率で、所得税の申告のときには課されていると。それを今回の改正で、2.1%を1.1%に下げると。その代わりに、さきほども御説明しました、防衛力強化に係る財源確保のための、新たに防衛特別所得税が創設されて、それは1%の税率ということで、本人負担については、これまでと変わらないという、2.1%が1.1%になって、プラス1%でこれまでと変わらないというような形にはなります。

暗号資産とそのほかの部分についても、今の経済状態で、暗号資産の部分については、今まで優遇されていた部分とか、把握が難しかった部分をしっかり把握できるようにというような改正だったりですね、例えば、次の固定資産税の場合は、課税の特例ということで、納税者にしては、減免措置っていう部分が多くなってきております。

今回の免税点の部分については、今金町でちょっと試算をしてみたら、免税点が20万から、家屋については30万に引上げされた場合の影響額というのは家屋で43件、それによる減収額は15万100円という試算が出ております。償却資産、現行150万円が180万円に上がる部分については13件、減収分が29万9500円と試算をされております。これらについて、その減額分に対する措置というものも今現在、はっきりはしておりませんけれども、いろいろなこれまでの税の部分からすれば、特別交付税とかそういう部分に算入されるのかなというような考えでおります。なかなか具体的

に住民の方が、どれだけ影響があるっていうのはちょっと多岐にわたるものなので、はっきりとはちょっと言えない状況ということを御理解頂きたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第3、承認第1号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第1号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第4　承認第2号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第4、承認第2号を議題といたします。

今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第2号今金町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分の承認について提案理由を申し上げます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分をいたしました、本条例の一部改正について、議会へ報告し承認を求めるものであります。

改正の概要について申し上げます。1点目は課税額の賦課限度額を改正するもので、基礎課税額、現行66万円を67万円に引上げ、2点目は、低所得者の軽減判定所得の見直しで被保険者に乗ずる金額を改正するもので、5割軽減については現行30万5000円を31万円に、2割軽減については現行56万円を57万円にそれぞれ引き上げるものであります。以上概要を申し上げました。御審議頂き御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

向井君。

○９番（向井孝一君）　国民保険税については、全道一律の中でのそれぞれの町村の負担割合っていうのが決まってるわけです。この保険税の上限額が毎年のように上がってきてる。そういう中において、今金町の町民も例えば年金生活者の場では、大変負担が増えてくるっていう心配があります。というのは、今いろんな物価が高騰してそれぞれの生活の中で、国に対しても不満を持ってる人が多い。そういう中で、町のこ

ういう保険税の改定も仕方がないと言えば仕方がないんですけども、例えばもう少し一般会計から支出をして、それを抑えるようなサービスができないのか、そういう議論は１つもないまま、こういう提案の仕方をしたのかっていうことも含めて、何か、例えば年金生活者の低所得者に対するサービスについて検討したものがあるのか、その辺を。

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。今回上限額１万円上がったっていうことは国の改正に伴うものなんですけれども、あわせて、軽減に係る部分、低所得者に対する対応についても、軽減にかかる割合っていう部分では、30 万 5000 円を 31 万、56 万を 57 万円と高くしておりますので、所得の低い人に対してはさらに手厚くなってる部分があるような制度設計になっておりますので、向井議員心配する年金生活者の方なんかは、多分こちらのほうに該当すると思いますので、そういう部分では、上限まで達することはないと思いますので、その分抑えられた保険税になるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　今の答弁である程度は理解はするんですけども、やはり毎年上がっている状況の中で、これ保険料は国民年金から全部引かれておりますよね。だから滞納っていうことはあり得ないと思うんですけども、その辺を考えた場合には、例えば先ほども言いましたけども、一般会計から補填をしながら、例えば、1 年 2 年様子を見るような措置もとって頂けたらなというふうには思ってました。再度その辺の考えを。

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。保険税につきましては、国民健康保険の運営協議会の中で、諮問を頂きながら議会にかけて、決定するという流れで今までも進んでいる状況です。過去に１度基金が枯渇したときに、法定外で一般会計から繰入れたっていう事例もあります。その後に、基金を枯渇しないように少しちょっと税率を上げたっていう経過もありまして、今年度で３年目の税率が一度その区切りを迎えるんですけれども、来年度に向けてはまた改めて、税率をどうするのかという話をしていかなければならないということが出てくるかと思っております。

　また、基金の状況を見ながら、運営をしていかなきゃいかないので、状況をいろいろと鑑みながら、いろいろな検討も今後進めていけたらなと思いますし、令和 12 年度については、全道統一の保険料算定ということも控えておりますので、あわせてその税率とも比較しながら、町がどのような反対応できるのかというのも、国保運営協議会の中でも、協議していければなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第4、承認第2号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第2号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第5　承認第3号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第5、承認第3号を議題といたします。令和7年度今金町一般会計補正予算（第11号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第3号令和7年度今金町一般会計補正予算第11号専決処分の承認について提案理由を申し上げます。今回の補正につきましては、3月の補正予算時において未確定であった部分であって、それぞれ確定数値となったものについて専決処分を行ったものであり、地方自治法の規定に基づいて専決処分の報告をし、承認をお願いするものであります。

なお、本承認案件のほか、承認第4号から承認第10号までの各特別会計に関わる承認案件につきましても、同様の趣旨でありますのであらかじめ御承知賜りますようにお願いを申し上げます。

それでは本件の概要について申し上げます。本会計の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から1億4325万3000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2387万4000円としたところであります。

歳入について1ページから2ページになります。1款町税において258万1000円の追加は主に収納額確定によるもので、町民税400万円、固定資産税12万円、軽自動車税23万1000円のそれぞれ追加と、町たばこ税177万円の減額です。

2款地方消費税において21万8000円の減額は、地方揮発油譲与税123万6000円、自動車重量譲与税36万3000円をそれぞれ減額と、森林環境譲与税138万1000円の追加です。

3款利子割交付金は46万9000円の追加。

4款配当割交付金は24万4000円の追加。

5款株式等譲渡所得割交付金は115万2000円の追加。

6款法人事業税交付金は30万8000円の追加。

7款地方消費税交付金は384万9000円の追加。

8款環境性能割交付金は17万7000円の減額です。

10款地方交付税において1億1136万4000円の追加は、特別地方交付税の額の確定によるものです。

11款交通安全対策特別交付金は5000円の減額、12款分担金及び負担金において193万2000円の減額は次のページです。負担金になります。

13款使用料及び手数料において42万4000円の追加は、使用料60万3000円の追加、手数料17万9000円の減額です。

14款国庫支出金において1769万4000円の追加は、国庫負担金170万6000円の減額、国庫補助金1861万6000円、委託金78万4000円のそれぞれ追加です。

15款道支出金において36万円の追加は、道負担金51万3000円、道補助金34万9000円のそれぞれ減額と、委託金122万2000円の追加です。

16款財産収入において125万6000円の追加は、財産運用収入98万8000円、財産売払収入26万8000円のそれぞれ追加です。

17款寄附金は1150万円の減額。

18款繰入金において、1億3493万6000円の減額は基金繰入金で、主に財政調整基金繰入金1億2967万1000円の減額です。

20款諸収入において1億2858万6000円の減額は、受託事業収入131万2000円の追加、雑入1億2989万8000円の減額で、主に備考資金組合積立金支消交付金1億3000万円の減額です。

21款町債は660万円の減額であります。

次に歳出3ページからです。1款議会費は77万1000円の減額です。

2款総務費において2181万4000円の減額は、総務管理費1512万9000円、徴税費229万4000円、戸籍住民基本台帳費25万円、選挙費360万8000円、統計調査費27万8000円、監査委員費25万5000円のそれぞれ減額です。

3款民生費において4328万1000円の減額は、社会福祉費4036万9000円、児童福祉費284万1000円、町民費7万1000円のそれぞれ減額です。

4款衛生費において2883万8000円の減額は、保健衛生費2873万円、清掃費10万8000円のそれぞれ減額です。

6款農林水産業費において7万9000円の減額は、農業費200万8000円の減額、林業費192万9000円の追加です。

7款商工費は13万9000円の減額。

8款土木費において1875万7000円の減額は、土木管理費168万円、道路橋梁費1608万5000円、都市計画費10万6000円、住宅費88万6000円のそれぞれ減額です。

次のページです。9款消防費は839万1000円の減額。

10款教育費において1919万6000円の減額は、教育総務費161万円、小学校費883万円、中学校費660万3000円、社会教育費73万8000円、保健体育費141万5000円のそれぞれ減額です。

11款公債費は98万7000円の減額、12款予備費は100万円の減額です。

次に第2表繰越明許費について5ページであります。なお、当該ページにおきまして差し替えをお願いいたしました。大変申し訳ございませんでした。款、項、事業名、金額の順に申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、価格高騰支援事業において1

億2960万円、10款教育費、3項保健体育費、学校給食センター改築事業において4036万5000円をそれぞれ令和8年度に繰越したものであります。

続きまして第3表地方債補正については6ページお願いします。変更に関わるもので起債の方法、利率、償還の方法については変更ありませんので、起債の目的と限度額についてのみ説明をいたします。

公共施設照明LED化事業債、限度額8070万円を7460万円に、高齢者共同生活施設運営事業債、限度額3080万円を3300万円に、子ども医療費助成事業債、限度額1120万円を900万円に、避難所環境整備事業債、限度額1390万円を1360万に、交流促進センター施設改修事業債、限度額280万円を290万円に、林業専用道奥富支線開設事業債、限度額1120万円を1130万円に、豊田線交付金事業債限度額、1170万円を1180万円に、田代橋長寿命化修繕事業債、限度額5430万円を5490万円に、新御影沢護岸整備事業債、限度額2100万円を2110万円に、学校給食センター改築事業債、限度額5440万円を5420万円に、給食配送車購入事業債、限度額1010万円を1000万円に、観光拠点施設改修事業債､限度額1030万円を940万円に､計3億5360万円を3億4700万円にしたものであります。以上概要を申し上げました。御審議頂き御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

質疑は歳出より款ごとに行います。

質疑にあたっては、会議規則第54条の規定に基づき、簡明にかつ明瞭とし、議題外にわたらず、また、その範囲を超えないようにお願いいたします。

1款議会費の質疑を行います。44ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　議会費の質疑を終わります。

2款総務費の質疑を行ないます。45ページから57ページです。

苅屋君。

○1番（苅屋泰裕君）　46ページの財産管理費、委託料、公共施設等除雪の委託料なんですが、これ3月のときに、200万くらい確か追加してたんですが、結果として300万くらい減額となってます。この要因を少し教えていただきたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　3月定例会にですね、追加で予算をさせていただきましたけども、その際1月、2月の上旬が降雪が多くてですね、その分予算も足りなかったもんですから、それを見込んで追加補正させていただきましたけども、結果ですね、2月の後半から3月までですね、雪が少雪だったもんですから、その分の執行残ということになってます。

か所数においては、17か所、こちらのほうで町有地なりの除雪委託を執行してるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　総務費の質疑を終わります。
3 款民生費の質疑を行います。58 ページから 64 ページです。
苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　60 ページの地域おこし協力隊の委託料の減額になると思うんですが、これちょっと要因を教えていただきたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。
○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。当初、2 月中に社会福祉法人に着任する予定だった外国人材についてですが、着任するための期間がちょっと遅れまして、年度をまたいで 4 月に入ってから着任しましたので、これに係る部分の経費がかからなかったことから減額とさせていただいたところです。よろしくお願いします。
○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　民生費の質疑を終わります。
4 款衛生費の質疑を行います。65 ページから 68 ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　衛生費の質疑を終わります。
6 款農林水産業費の質疑を行います。
69 ページから 71 ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　農林水産業費の質疑を終わります。
7 款商工費の質疑を行います。　72 ページから 73 ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　商工費の質疑を終わります。
8 款土木費の質疑を行います。74 ページから 80 ページです。
苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　75 ページ、使用料及び賃借料で重機借上料が 422 万 2000 円追加となっております。これ 3 月のときも追加になっていたんですが、さらに追加することとなった理由をお知らせください。
○議長（芳賀芳夫君）　公営施設課長、杉山君。
○公営施設課長（杉山輝希君）　この重機借上料につきましては、主に町道路線等の排雪作業に使うダンプですとか、ブルドーザー、そういった重機の借り上げであります。12 月、1 月それから 2 月の上旬まで、非常に多くの雪が降りました。そのあと、少雪になったわけでありますけども、多くの土地にですね、雪を積んでですね、排雪せざるを得ない状況がありまして、それらの処理にですね、相当な経費を要したということで、不足を生じたことから追加補正をさせていただいたところでございますので、よろしくお願いいたします。
○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　土木費の質疑を終わります。

9 款消防費の質疑を行います。

81 ページから 82 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　消防費の質疑を終わります。

10 款教育費の質疑を行います。

83 ページから 91 ページです。

向井君。

○９番（向井孝一君）　検討協議会というのは、ここに書かれてるんですけども、最近、部活の中で大きな事故が起きて、全道的な公立校の調査も済んで、ということですが、本町においては、部活の移動っていうのは、どういう状況になってるのかお聞かせください。

○議長（芳賀芳夫君）　教育委員会事務局長、早坂君。

○教育委員会事務局長（早坂　靖君）　御質問にお答えしたいと思います。ここでいう部活動地域移行検討協議会の報酬の減額の部分の予算に対しての質問だというふうに受け止めます。基本的には、国、北海道が部活動の地域展開ということで、学校の部活動については、地域のほうで担っていただくという方向性を示していただいております。それに伴って北海道の地域性、様々あると思うんですが、今金町においてはこの検討協議会の中で、既存の部活動、学校がこれまで担ってきたものを、地域の少年団だったり、スポーツ協会、文化部については文化協会の御協力頂きながらということで、一応目標としては、令和 13 年を目標として、今、検討協議会の中で、学校だったり、PTA だったりということで協議を進めている段階ですので、まだ具体的な方向性というのは示されておりませんが、そういった検討をしている段階ということで押さえていただきたいというふうに思っております。

ちなみに令和 7 年度については、この地域の方々、サポーター制度ということで募集をかけながら、登録を頂いた方については、土日に限ってですけど、土日の協力ということで、頂いている状況でございますので、これについては随時ですね、国だったり、道が進める部活動のビジョンというものに合わせながら、今金町についても同様に地域展開していくという流れで、今考えておりますので、御理解頂きたいと思います。

遠征の移動については、これまでどおりですね、学校の部活動については、学校教育のスクールバスだったり、そういった町のバスの運転手がですね、部活動の移動を担っているということで御理解頂きたいと思います。以上です。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　教育費の質疑を終わります。

11 款公債費の質疑を行います。

92 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　公債費の質疑を終わります。

12 款予備費の質疑を行います。

93 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出の質疑を終わります。

歳出全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で、歳出全般についての質疑漏れを終わります。

次に、歳入の質疑を款ごとに行います。

1 款町税の質疑を行います。7 ページから 10 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　町税の質疑を終わります。

2 款地方譲与税の質疑を行います。11 ページから 13 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　地方譲与税の質疑を終わります。

3 款利子割交付金の質疑を行います。14 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　利子割交付金の質疑を終わります。

4 款配当割交付金の質疑を行います。15 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　配当割交付金の質疑を終わります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。16 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　株式等譲渡所得割交付金の質疑を終わります。

6 款法人事業税交付金の質疑を行います。17 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　法人事業税交付金の質疑を終わります。

7 款地方消費税交付金の質疑を行います。18 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　地方消費税交付金の質疑を終わります。

8 款環境性能割交付金の質疑を行います。19 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　環境性能割交付金の質疑を終わります。

10 款地方交付税の質疑を行います。20 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　地方交付税の質疑を終わります。

11 款交通安全対策特別交付金の質疑を行います。21 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　交通安全対策特別交付金の質疑を終わります。

12 款分担金及び負担金の質疑を行います。22 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　分担金及び負担金の質疑を終わります。

13 款使用料及び手数料の質疑を行います。23 ページから 25 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　使用料及び手数料の質疑を終わります。

14 款国庫支出金の質疑を行います。26 ページから 29 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　国庫支出金の質疑を終わります。

15 款道支出金の質疑を行います。30 ページから 34 ページです。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　32 ページ、ここで農業次世代人材投資事業補助金というものが減額になっています。まず、どのような事業なのかというのは簡単に説明していただきたいのと、減額になった経緯、これをお知らせを頂きたい。

また、今回のこの減額というのは、受給者、いわゆる農業者に何らか問題があったのか、それとも、町の申請確認事務に関係するものなのか、ここをお願いしたい。

併せてなぜこの専決処分での対応となったのか、ここまで伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　ただいまの岸議員の御質問にお答えいたします。農業次世代人材投資事業補助金ということで、これはもともとは国の制度にのっとって主に新規就農の方に、就農に当たって、資金に充当してもらって、円滑な運営に生かしてもらうように、補助を執行するものでございます。

減額に至った経緯ですが、ちょっと私のほうから経過を説明させていただきますが、この本事業ですけども、道の補助申請、町から道へ補助申請ということは、上半期、下半期に分けての手続となっております。昨年、令和７年３月に振興局から１回目の上半期分ですね、の要望調査がございまして、4 月に内示がありまして、5 月に振興局に交付申請し、同じ 5 月に上半期分の交付決定を受けたところであります。6 月に 2 回目、これは下半期分でございますけれども、要望調査がありまして、振興局の書類作成指示によりまして、同月に必要書類を提出したところであります。普通であれば、ここで満額、上半期分、下半期分交付決定されるところであるんですけども、8 月になりまして、振興局からですね、下半期の要望調査の様式のうち、上半期分の部分に記載がないということから、上半期分の要望が不要とみなされて、要望なしの扱いとされたという連絡がありました。後の話ですけども、あと振興局の話では、振興局と道本庁のほうでは問題なく通過したんでありますけども、国の段階でそういった

指摘がされたというような扱いとなったということでございました。振興局からは国で決定されてるんで、もうどうにもならないということでありまして、9 月に実施する 3 回目のこの要望調査に残り半期分を要望して申請していただければ、残りの部分を交付が可能だという指示がありましたので、やむを得ず、指示に従いまして 9 月に要望調査の要望書類を提出いたしまして、10 月に交付申請をしたところでございます。

町としては新規就農の、先ほど申しましたとおり、資金に活用するという事業の趣旨から、何とか交付対象者の農業者の方に対して、7 年の 12 月までに全額 150 万円を交付するということについて、振興局には何度か、複数回伝えておりまして、振興局からもその点については問題となるような指摘もなかったことから、12 月 10 日付けで、対象者へ全額交付したところでございます。10 月の 3 回目の交付申請に対する割当て内示が年を越して 8 年の 3 月に通知がありまして、決定の通知があったのは 3 月の 24 日でありました。その後、事業完了の届を振興局に報告いたしまして、年度が変わって 4 月 10 日に振興局による本事業の現地調査を実施したところでございまして、4 月 15 日にその結果として、3 月 24 日の決定前に、12 月に補助金を農業者に交付しているため、半期分の 75 万円は補助対象にならないという振興局からの指摘がございました。連絡を受けまして 4 月 17 日に私と担当で振興局のほうに行きまして、振興局の担当部署の課長初め、担当者に対し、本事業における町の交付に係る意向を含めた上で、改めて伝えまして振興局の指導により進めてきたということを踏まえまして、再度交付対象としていただくように依頼を直接したところでございます。

しかしながら、振興局からは既に決定した事項であり、もうどうにもならないということであり、やむを得なくこの半期分を町費負担と取扱いまして、この 3 月の末っていうことでございましたので、その専決というところで歳入予算の補助金を減額したという経過でございます。以上が経過でございます。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○６番（岸　徹也君）　分かりました。担当課としては、大変苦労されたところだったのかなという思いもあります。ちょっと確認も含めてなんですけれども、町としては、当初これはもう交付対象となる前提で、当然協議をしていたんだというところをまず確認をしたい。

また、認められなかった理由っていうものは、返金を求められたというところなんでしょうけれども、制度解釈の部分なのか、申請内容の不備というところになるのか、これもちょっと確認をしたい。

私の思いとしては、やっぱり本来受けられる可能性のあった財源ですから、それを確保できなかったという点は、これ全ての事業につながることなので、私は重く受け止めてはおります。

もう 1 点、専決処分という話では時期的な話で、致し方なかったのかもしれませんが、議会へはやはり事後報告という形に結果的になってるわけですね。しかも、私が今これ質疑をしなければ何事もなかったかのように終わってた案件です。この専決処分による事後報告となってるわけなんだけれども、議会への説明、情報共有に課題は

なかったのかと、この部分もお聞かせ頂きたい。
○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。
○副町長（森　朋彦君）　まず１点目でありますが、まず制度解釈に関わっての御質問であります。今、担当課長のほうから経過の説明がありましたが、いわゆるその６月の２回目の要望額調査のときの様式、書類のですね、記載要領について、お互いにそごがあったということが後々判明をしたというところです。あくまでも下半期の予算要望について要求をするための様式だったということが、今金町のほうの解釈でありましたが、国のほうの解釈によれば、いわゆる上半期の分も記載べきものであったというところでありまして、この点につきましてのそごについては、先ほど担当課長もありましたが、振興局のほうに出向いた際にも今年度の後のですね、そういったそごが生じないことを要望するということも加えながらですね、いま１度その制度の確実な実行に向けての体制といいましょうか、そういったものの打合せといいましょうかね、そういったこともしてきたというふうな状況がまず１つあります。

で、ほかにもですね、もう事前のいろんなやりとりの中で、財源確保されるということは、振興局と担当者間の間でも確認行為がされていたというふうに思っておりますが、最終的には認識の違いといいましょうか、そこがどっかで行き違いがあったんだというところだというふうに思っておりますので、事前のいろんな綿密なやりとりがですね、もっともっと綿密にされるべきだったんじゃないかなということは、後に感じるところでありますし、その辺りのことも含めてですね、振興局のほうとも打合せをさせていただいたという結果であります。

とはいえ、最終的に先ほどこの事業の趣旨、目的なところは説明がありましたけれども、いわゆるその新規就農、これから将来に向けてですね、投資をする部分について、応援するべき事業でありますので、何はともあれ個々の該当になる生産者の方には、迷惑はかけられないというところでありますので、そこのところは何とかしなければいけないというところで、今回、このことを専決処分をしたということについては、先ほどありましたけれども、時期的な年度をまたいでしまったということもありながら、やむを得ず行った経過であります。

しかしながら、今の御指摘を頂いたように今日この場での予算上程ではなくて、事前に経過の説明があるべきではないかということについては、確かに言われるところがそのとおりかなというふうに思われるところもありますので、その点につきましては、改めてですね、この後そういったことがないように気をつけるとともに、この今回の件につきましてはお詫びを申し上げなければいけないのかなと。決して議会を軽視するとかそういうことではありませんでしたけれども、事態の受け止め方に少し私どもも慎重さを欠いたのではないかなというふうに思っておりますので、その点につきまして、おわびを申し上げたいというふうに思っております。申し訳ありませんでした。
○議長（芳賀芳夫君）　岸君。
○６番（岸　徹也君）　結果、減額ですから。やっぱり結果なんですよね。今回の件っ

ていうのは、私は単なるこの事務ミス的なことっていうものではなくて、先ほどもおっしゃってましたけども、制度理解、確認体制、内部統制、こういったものが問われる問題だと、私は考えてます。近年、補助金関係の事務案件というものが続いている印象ですから、こういったものというのは、やっぱり町民の不安にもつながるものなのかなというふうにも、心配もしています。

また、協議が上半期、下半期という、そういうくくりではあったにせよ、数か月前から続いていた案件であるならば、議会への情報共有という形で、もっと早くできなかったのかなということも感じます。

町長、今の副町長と担当課長とのやりとりも聞いて、今回の件をどのように受け止めて、また、今後どのように確認体制、また、情報共有、そういったものを改善していくような考えか、お聞きをしたいと思いますけどいかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　町長、中島君。

○町長（中島光弘君）　答弁させていただきます。経過につきましては、今、担当、それから副町長からも陳謝もございました。特に農業関係では事務関係で、前回もそごがあってですね、御迷惑をかける場面もあったということで、事務を進める上でですね、1 番あっちゃいけないのは勝手に自分で解釈をするというのが、やっぱり正しいかどうかっていうことがあります。そこで出てくるのは相互牽制と言って、1 つの事務についても複数の目を通して、最終的には、相手の確認をしっかりとるということをしないとですね、これ国が認めないって言ったらもうそれで計画なしになってしまうんですよね。振興局、それから、町のいろんな思いもありますけれども、最終的にはそこが出せないよということになればですね、全ての経過がですね、やっぱりリセットをしてしまうことになるので、そういう意味では、慎重にやらなければならないということは思っておりますし、先般の課長会議の中でもそのことは話をさせていただきました。

このことがですね、町民の皆さんであるとか、生産者の皆さんであるとか、その人たちのですね、やっぱり不利益につながってしまうというのが 1 番、町を預かる私達事務局にとってはですね、あってはいけないことであります。

また、近年ですね、やっぱり財源が非常に難しい時代にですね、何とか交付金であるとか、補助金であるとか、町費を直接支出しない形で運営をしていくってのは、今の健全財政の根本にあるものであります。ですから、各現場についても、この事業について、どこか国なり、それから補助団体なりから、それぞれのですね、補助なり交付金を受けられることがないかということはですね、これ職員のほうも一生懸命やっています。同時に気をつけなければならないのは、それぞれ、国だといっても省庁によってはやり方、考え方も違ったり、それから、振興局、それから道のほうも担当がいるわけでありますから、そういう意味では、そことの連携もこれからしっかり詰めていかないとですね、やっぱりこういうようなことが起きてしまう可能性がありますので今回については、いつもでありますけれども、反省は反省として同じようなことを繰り返さないように教訓にするべきだというふうに思っております。

前回含めてですね、いろんな形の中で、責任は最終的には町長にございますので、町長、それから、事務の担当のトップは副町長でありますので、私たちは常にそういう意味では、職員を信頼するっていうのは、必ず必要なことだと思いますが、萎縮することなくですね、職員が新たな財源を見つけたり、それから確実にいろんな補助金、交付金をですね、支出を頂くということをいま１度ですね、しっかり認識をした上で、財政運営、それから、行政運営をしてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。

岸君。

○６番（岸　徹也君）　質問変えます。5 目に商工費、道補助金というものが載っております。いわゆる、今年度からスタートしている宿泊税、これは北海道がやるという形になるわけですね。振興局単位で振り分けられ、それが檜山としてどのように活用していくのかと、そういった流れなんだと思います。スタートしてまだ 1、2 か月の話ですから、財源も何も、スケジュール感というものがどうなってるのかっていうのはちょっと見えない部分がありますので、情報提供として今後どのような、その宿泊税を活用した檜山の取組、また、今金町にどのような恩恵が想定できるのかも含めて紹介頂ければと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。

○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。宿泊税につきましては、議員おっしゃっていただいたとおり、本年度から北海道が賦課徴収をするものでございます。御質問は、その間、宿泊税の使途についてということでありますけれども、これも議員おっしゃったとおり、それぞれ振興局ごとにその使い道については、道で考えられているということで、檜山につきましては、観光コンテンツの磨き上げということで、地域資源の組合せによる高付加価値化の取組を支援するというような施策でしたり、情報発信の充実ということで、宿泊者の利便性に資する情報の発信など、について宿泊税を活用しながら取り組むということが、言われております。現時点においてお話をさせていただいた情報は、こちらも共有させていただいておりますが、具体的に今後、どのような取組を行っていくのか、それがこの地域にどのような恩恵を受けることができるのかというところについては、まだその内容、スケジュールも含めて示されておりませんので、これは情報が入り次第、逐次共有させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　道支出金の質疑を終わります。

11 時 30 分まで休憩といたします。

休憩　午前１１時１７分

開議　午前１１時３０分

○議長（芳賀芳夫君）　休憩を解き会議を再開いたします。
16 款財産収入の質疑を行います。35 ページから 36 ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　財産収入の質疑を終わります。
17 款寄付金の質疑を行います。37 ページです。
苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　寄附金、ふるさと納税の話なんですけども、応援寄附金のほうはですね、減額というふうになってしまっていますが、総体的に見ると、昨年よりも伸びていますし、これはやっぱり職員の方やですね、事業者の方の御尽力のおかげだというふうに思っております。
一方でですね、企業版ふるさと納税がですね、200 万円追加となってます。これ 3 月にもですね、300 万円ちょっと追加になったと思うんですが、今回の追加になっているこの要因についてお知らせ頂きたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。
○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。企業版ふるさと納税につきましては、前年度御寄附を頂いた企業様に対して、寄附頂いた時期、同じ時期にですね、ダイレクトメッセージをお送りをさせていただいて、また今年度の寄附をお願いしますということでお送りをさせていただいております。3 月補正後にですね、また企業様のほうからの寄附がございましたので、今回追加ということで専決処分させていただいたということで御理解頂ければと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。
○１番（苅屋泰裕君）　分かりました。3 月も追加で、今回も追加ということで企業版ふるさと納税の感触というか、そういうのは、今後伸びていくような感触があるのか、さらに今金をいろんな企業に売り込むチャンスととらえて、今後捉えているのか、その辺の感触みたいなところをお伺いしたいと思います。
○議長（芳賀芳夫君）　まちづくり推進課長、田中君。
○まちづくり推進課長（田中　崇君）　お答えいたします。これから伸びていくかどうかという感触はですね、正直そういった受け止めはしてはおりません。地道にといいますか、引き続きこれまで御寄附頂いた企業様には丁寧に御案内を差し上げるということは継続して行っていくべきかなというふうに思っておりますし、また、新規で御寄附を頂けるような企業につきましてもですね、様々な場面を通じてこちらから積極的に PR するということもあるかと思いますし、それぞれお付き合いあるといいますか、つながりのある方を通じてですね、御紹介を頂くなど、そういった取組を重ねながら、寄附件数を増やしていければいいかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。
○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　寄付金の質疑を終わります。
18 款繰入金の質疑を行います。38 ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　繰入金の質疑を終わります。
20 款諸収入の質疑を行います。39 ページから 41 ページです。
岸君。
○６番（岸　徹也君）　40 ページ、2 目雑入で、ここにですね、多面的機能支払交付金返還金と、これが載っているわけです。まずその返還に対しての経緯、これをお知らせ頂きたい。
○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。
○農林振興課長（白山　晋君）　ただいま岸議員の御質問に対してお答えいたします。この多面的支払交付金返還金というものでございますけれども、これは、今、執行されてます、多面的機能支払交付金の以前の、町内に 4 つの団体が構成されてました、維持組合が構成されましたときの、執行残といいますか、事業の残分を返還していただくっていうことで、その額を組合から戻していただく、それはもう町費だけでなく、特に道の経費も含まれていますので、それを執行されてない場合は返還頂くということで、それを組合の方に請求して返還していただくというものでございます。
返還金の経緯ですか、この専決のタイミングで減額ということになった経緯ですけれども、町内の 4 つの維持組合のうち、1 つの団体につきましては、この約 88 万 3000 円執行残分があったんですが、一応制度上ですね、これもう返さなければいけないものですということで、昨年の秋からずっと通知をしていたんですけれども、当の組合の方にですね、ちょっとその理解が得られなくてですね、それがこれまで返還されていなかったという経緯がございます。何とか、少なくとも年度内に返還を頂きたいということで、アプローチをしていたんですが、なかなかその理解を得られず、返還されなかったということで、このタイミングで専決処分ということで減額させていただいた次第でございます。
○議長（芳賀芳夫君）　岸君。
○６番（岸　徹也君）　今、経緯のほう、課長から聞いたわけですけれども、後段のところで、少し本質的なものが出てきたなという印象なんです。いわゆる、今回町が北海道に対して返還をします。その返還をする財源っていうのはどっかから用意しなきゃならないんですけれども、その財源というのはいわゆる組合が、某組合が町に対して返還に応じていなかったという今説明だったんだと思います。こういう構図であれば、本来であれば、関係団体との整理、また、その返還見通しというものを一定程度固めた上で議会説明に至るべきではなかったのかと、そういう思いを持っております。
また、議会として、私として見ているのは、いわゆるそこに至る管理過程というものをやっぱり見るわけです。お金が戻ってきた、戻ってきてないというのは、当然これも大事な話ではありますが、どのように管理をされていたのかという部分です。つまり、いつそれが把握をしていたのか、また、協議というものはいつから始められて

いるのか、なぜもっと早く整理できなかったのかと、こういった管理過程というものは大変重要だと、そう考えております。いわゆる公金管理なわけですから、これは当然だというふうに感じます。

ちょっと次ですね、専決という今回の整理なんですけれども、専決処分というのは、本来、時間的余裕がない場合に限られる措置。これはもう御承知のとおりです。一方で今回の件というのは、突発的なものというよりも、これはもう一定期間前から整理、または、協議を必要としていた案件ではないかと感じてもいます。そうであるならば、通常の補正予算、または、その事前説明、議会への説明、こういった方法もとれたんではないかと、そう感じるわけです。なぜ専決処分という判断に至ったのか伺いたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　農林振興課長、白山君。

○農林振興課長（白山　晋君）　まず、先ほど 1 つ目の岸議員からの御質問に対して、ちょっと御説明が漏れてた部分がございまして、組合からの返還金でございますけれども、もう組織がないんですけれども、旧役員の方々に、複数いらっしゃるんですけれども、農林振興課の担当のほうでこういう経緯であるので、何とか返還していただけないかということの経緯を説明を差し上げました。そして、結局はですね、返還をしていただきまして、本当に昨日の段階なんですけれども、全額ですね、一応返還という形で納めていただきました。それはちょっと説明が漏れてたんで、今この場でお伝えいたします。

この事案についての把握なんですけれども、昨年の 3 月 31 日の段階でもうこの組合は解散するというもので、それぞれの組合のほうで返還するんだっていう意味合いで、説明はしてたかどうかっていうのは、ちょっと今の中ではちょっと把握ができないんですけれども、返還をしてくださいという通知自体は、昨年の 10 月の段階で通知っていう形で各組合に通知をさせていただきました。その通帳自体も口座に残額っていうのを、その報告の中で把握はしておりました。ほかの組合につきましては、すぐに返還に応じていただいたんですが、1 つの組合だけが応じていただけなかったということで、代表の方にもですね、何度か口頭という形ではありますけれども、何とか返還していただけないかっていうことは、こちらからもアプローチをしていたんですけれども、なかなかそれが理解されなくて、ちょっと意図がわかんないですけども、返還をしていただけなかったというところが経過でございます。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今、経過については担当課長からありましたけれども、まず専決処分についての考え方であります。議員おっしゃられたように、会議をですね、開くいとまがないときですとか、議会の皆さんに諮るいとまがないときにですね、行うというのが大原則かなというふうに思っておりますが、うちのほうの議会運営、それから町のほうの提案につきましては、この 5 月この時期に行ってる臨時会における、その専決処分の予算に関わっての提案については、決算数値に近いような形の中で、冒頭の提案理由の中で申し上げましたけれども、3 月の補正時点で不確定だったもの、

これについて、確定がされたものについて、まずは専決処分をさせていただいて、それで9月の決算認定に向けていくという1つの流れの中で行ってきているということが経過かなというふうに思っております。

今回のこの御指摘あった多面的機能支払交付金の返還金につきましては、令和6年度までの多面的機能の事業について複数の維持組合があったわけですけども、そこが取組をするに当たって、いわゆる清算金といいましょうか、事業を行った結果、要は執行残といいましょうか、予算を消化し切れなかった部分については、返還を頂くということであらかじめそういった説明をしながら、組合設立に向けてきたところであります。

今回、そういったことで返還金が生じた4組合があった中で、うち1つがですね、応じていただけなかったということであります。ですので、6年度の事業が終わった時点で、そういったことの手続に入るということは、いずれの組合についても、承知をしていたのかなというふうなところであります。

今回、なぜここで専決処分に至ったかということですけれども、予算編成をする段階で、明確に年度内に応じていただけるかどうかの確証がとれなかったということがまず1つです。歳入ですので、予定していたものが入ってこなければ歳入欠陥ということなりますから、それをまず避けるということで、まず、今回専決処分をさせていただいて減額をさせていただいたということであります。しかしながら、支払いに応じていただけるような努力はこの間ずっと続けてきてるわけでありまして、今回は組合長さんのほかにもですね、関係の役員さんにも、内情といいましょうか、状況を把握していただいた上で、昨日返還を頂いて、出納閉鎖までに間に合っておりますので、7年度のこの今回の予算の中で処理をさせていただくということでありますので、この結果が早い時期に見えていれば、ここで減額の措置はしなくてもよかったんでありますけれども、一応そういった流れの中での今回措置だということで御理解を頂ければというふうに思っております。

○議長（芳賀芳夫君）　岸君。

○6番（岸　徹也君）　まさに公金の管理体制だと思うんですね。返還に応じていただいたということについては、よかったなという思いもあるわけなんですが、返還に応じる、応じないにかかわらずのその体制というものがどうだったのかというところが大変心配になるわけです。しかも、債権ですからね。専決処分そのものを私も否定してるものではありません。

ただ、問題発生後に後追いで整理、説明される案件が続いている印象があります。我々議会というものはその結果だけをいわゆる追認する場ではなくて、行政執行を監視する立場でもあります。だからこそ、問題が見えた段階で議会へ何らか情報共有する姿勢というものが必要だと思います。特に今回の多面的機能支払交付金に至っては、先般の全員協議会の内容もあります。いわゆる必要な報告漏れ、進捗管理不足、内部確認不足、後追いの整理、こういった一連の問題が続いている印象を私は受けています。これは単なる担当者個人の問題とは私は見ていません。それは見てないです。む

しろ組織として、いわゆる内部統制、管理体制そのものが問われているのではないかと、そう考えています。町としてね、今回の件をどのように総括をしているのか、ぜひ町長からも一言頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　今御指摘を頂きました。まさしくそのとおりかなというふうにも思う部分もあるわけであります。先般全員協議会で状況の報告をさせていただいた、多面的機能支払、今回の件はちょっと別案件ですけれども、このことにつきましても、私のほうからも申し述べさせていただきましたけれども、やはり内部のいわゆる牽制といいましょうか、お互いの情報共有だったり、そういったものの欠如があるんだということは私のほうからも申し上げさせていただきました。今、議員のほうからもありました、まさしくそのとおりであります。思いは同じくしておりますので、後追いという言葉ありますけれども、事案が起きて、やはりいろいろ対処していかなければならない状況がありまして、そのためにはやはり正確な情報をつかまなければいけないということもあるわけです。かつ、議会のほうに報告をするに当たっても、ある程度先行きが見えた中で報告をするべきかなというふうな判断の中で、これまで進めてきておりました。

しかしながら、案件によりましては、いち早くその事案だけお知らせをしたという経過も、これまであるわけでありますので、そこのところの関係性はですね、これからも慎重に議会の方とは築いていきたいというふうに思っています。その前提となる上で、いわゆる事務事業の執行体制ということになれば、やはり庁内のですね、部署がそれぞれ分野を持って事務を進めてるわけですので、課、あるいはグループ単位の中でですね、そういった、今おっしゃられたようなことが実現できるようなことを、ちょっと職員のほうとも一緒に考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、その体制づくりをですね、これからしていきたいというふうに思っております。

御存じのように、今金町はグループ制を導入しました。これは当時はですね、いろんな事務が膨大する中で、かつ、職員が定員管理の中でですね、削減の方向性があった中でですね、1 つの事務に対して複数の職員が関わることで、効率的にということがありましたけれども、そこのところの意味合いが少し薄れてきてるとすれば、改めてですね、職員もそういったことの確認行為をさせていただきながら、今進めていかなければいけないなというふうに思っております。

いずれにしても、今、議員が御指摘を頂いた内容については、十分受け止めさせていただきながら、その反省に立ってですね、この後のしっかりとした事務事業執行体制について、これは今行ったからいいということじゃないと思います。普段の取組だというふうに思いますので、そういったことの決意を持ちながら進めていきたいということで、答弁にかえさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳賀芳夫君）　向井君。

○９番（向井孝一君）　1 つ分からないところあるんだけども、4 組合に交付をされた

と。それ後ほど返還命令かかったというのは道の指導のもとにっていうことなんですか。しかも、その最後まで反対した１つの組合があると。それは返還をしなさいっていうその事が納得してないからそうなったというふうに理解するわけです。それはどこの部分が、例えば交付して。この事業やってませんよということが証明されてなったのか。あるいは、そうではない別の理由で、そうなったのか。その辺についてちょっとお知らせいただきたい。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　お答えをいたします。もともと多面的機能支払交付金の事業自体は、いわゆるその維持組合が設立をされて、そこで５年間の事業計画を組むんですね。それに対して、国からの交付金が交付されるわけなんですけども、現実、５年間過ぎた後に、計画ですから、やはり実績とすれば、計画との当然差異が出てきますんで、その差が出てきた際には、交付された交付金を返還するということ。これが基本ルールとして制度の中にあるわけです。ですので、一方的に何か返しなさいとかいうことではなくて、多面的機能支払交付金の事業に乗るための１つの前提条件になっているということであります。それを返還しないで、翌年度以降の計画に明確に位置づけできるのであれば返還しなくてもいいというルールも、たしかあったと思うんですけども、今金町については、いずれの維持組合についても、そこで一区切りをして、一度精算をして、次の新しい多面的機能の事業に進んでいきましょうという申合せの中でやってきてたはずなんですけれども、ですが、今言ったように１つのところだけ、そういうことがなかなか御理解されなかったというところでありますけれども、今回そこについては、いろいろ所管課のほうでも対応させていただいて理解を頂いたというふうに思っております。以上であります。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　諸収入の質疑を終わります。

21 款町債の質疑を行います。42 ページから 43 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　町債の質疑を終わります。

以上で、歳入の質疑を終わります。

歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

岸君。

反対ですか。賛成ですか。

○６番（岸　徹也君）　反対です。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございますか。

岸君どうぞ。

○６番（岸　徹也君）　私は、本議案、承認第３号令和７年度今金町一般会計補正予算専決処分の承認について、反対の立場から討論いたします。まず申し上げたいのは今回の案件、特に多面的機能支払交付金の整理等については、担当職員が関係団体との協議、または整理に真摯に取り組み、回収に向け努力してきたこと自体は、一定程度評価すべきものと考えております。現場として、問題解決に向け、動いていることは理解をしております。また、その努力まで否定するつもりはありません。

しかし、議会として見なければならないのは、最終的に回収できるかどうかという結果だけではありません。私が重く見ているのは、そこに至るまでの行政運営の過程と、組織としての内部統制ということであります。

今回の件では、問題の把握時期、組織内での情報共有、進捗管理、議会への説明時期、公金管理の在り方、これらが後手に回った印象は否めません。特に多面的機能支払交付金をめぐっては、近年報告漏れ、または、事務処理上の問題が続いており、私はこれを単なる担当者個人のミスとは見ておりません。むしろ組織全体としての確認体制や内部牽制、また、管理体制に課題があることが今回改めて表面化したものと受け止めております。

また、本来であれば問題が見えた段階で議会へ共有し、必要な説明を行うべきであります。しかし、現実には後から整理され、最後に議会へ示される流れが続いており、議会として十分な検証機会が確保されているのか強い懸念を持っています。行政運営で本当に問われるのはミスをしないことだけではありません。問題が起きた際に組織としてどれだけ早く把握し、共有し、説明責任を果たせるかであります。

今回現場努力によって一定の整理、見通しが立ったとしても、それによって組織的課題まで解消されたとは私は考えておりません。

だからこそ私は行政内部統制と組織管理の在り方に対する警笛を鳴らす意味から、本議案、承認第３号令和７年度今金町一般会計補正予算専決処分の承認についてに反対をするものであります。以上です。

○議長（芳賀芳夫君）　ほかに討論ありますか。

討論を終わります。

御異議がありますので、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芳賀芳夫君）　起立多数であります。

よって、日程第５、承認第３号の専決処分は、原案承認と決定いたしました。

昼食のため、午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５９分
開議　午後　１時００分

○議長（芳賀芳夫君）　休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第６　承認第４号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第６、承認第４号を議題といたします。

令和７年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第４号令和７年度今金町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第５号）専決処分の承認について提案理由を申し上げます。

本会計の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2235万9000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７億485万2000円としたところであります。

概要を申し上げます。歳入は１ページです。

１款国民健康保険税において145万6000円の追加は、収納額確定によるものです。

３款道支出金において2143万9000円の減額は、道補助金の精算に伴うものです。

５款繰入金において249万2000円の減額は、一般会計繰入金です。

７款諸収入において11万6000円の追加は、町預金利子1000円、雑入11万5000円のそれぞれ追加です。

次に歳出、２ページです。

１款総務費において86万1000円の減額は、総務管理費52万8000円、徴税費16万1000円、運営協議会費４万2000円、特別対策事業費13万円をそれぞれ減額です。

２款保険給付費は2452万9000円の減額で、確定に伴う精査です。

５款保健事業費において180万6000円の減額は、特定健康診査等事業費55万6000円、保健事業費125万円のそれぞれ減額です。

６款基金積立金は517万8000円の追加。

７款公債費は３万7000円の減額です。

８款諸支出金において30万2000円の減額は、償還金及び還付加算金です。

以上概要でございます。御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は始めに歳出全般について行います。９ページから20ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　以上で、歳出全般についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行ないます。３ページから８ページです。

（「なし」の声あり）

以上で、歳入全般についての質疑を終わります。

歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　歳出、歳入全般についての質疑漏れを終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第6、承認第4号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第4号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第7　承認第5号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第7、承認第5号を議題といたします。

令和7年度今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第5号令和7年度今金町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本会計の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から77万9000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2110万9000円としたところであります。

歳入について申し上げます。1ページです。

1款後期高齢者医療保険料は55万円の減額で、収納額確定によるものです。

2款使用料及び手数料において、1000円の減額は手数料です。

3款繰入金において22万円の減額は、一般会計繰入金です。

5款諸収入において8000円の減額は、延滞金加算金及び過料1000円、雑入7000円のそれぞれ減額です。

次に歳出は2ページです。

1款総務費において22万円の減額は徴収費です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は55万1000円の減額で確定に伴う精査です。

3款諸支出金において8000円の減額は、償還金及び還付加算金です。以上概要でございます。御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は歳出、歳入全般について行います。3ページから10ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第7、承認第5号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第5号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第8　承認第6号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第8、承認第6号を議題といたします。

令和7年度今金町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第6号令和7年度今金町介護保険特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本会計の補正につきましては、保険事業勘定において既定の歳入歳出予算の総額から1570万3000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2795万7000円とし、サービス事業勘定では、既定の歳入歳出予算の総額から33万6000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2815万円としたものであります。

保険事業勘定について、第1表歳入1ページになります。

1款保険料において239万1000円の追加は、介護保険料の精査です。

2款分担金及び負担金において14万6000円の減額は負担金です。

3款使用料及び手数料において1000円の減額は手数料です。

4款国庫支出金において31万円の減額は、国庫負担金です。

6款道支出金において535万4000円の減額は、道負担金です。

8款繰入金において1228万7000円の減額は、一般会計繰入金です。

10款諸収入において4000円の追加は、延滞金利子及び過料1000円の減額、町預金利子2000円と雑入3000円のそれぞれ追加です。

歳出2ページです。

1款総務費において143万6000円の追加は、総務管理費228万8000円の追加と、賦課徴収費20万3000円、介護認定審査会費64万9000円のそれぞれ減額です。

2款保険給付費は1608万6000円の減額で、確定に伴う精査です。

3款地域支援事業費において102万8000円の減額は、介護予防生活支援サービス事業費7万3000円の追加と、一般介護予防事業費13万3000円、包括的支援事業任意事業費96万8000円のそれぞれ減額です。

4款公債費は2万5000円の減額です。

次にサービス事業勘定は第2表で歳入は3ページになります。

1款サービス収入において5万7000円の追加は予防給付費収入です。

2款繰入金において39万9000円の減額は、一般会計繰入金です。

4款諸収入において6000円の追加は、雑入です。

歳出4ページです。

1款サービス事業費において33万6000円の減額は地域包括支援事業費です。以上

概要を申し上げました。御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。
○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。
これより質疑を行ないます。
質疑は始めに保険事業勘定歳出、歳入全般について行います。5ページから26ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　以上で、保険事業勘定歳出、歳入全般についての質疑を終わります。
次に、サービス事業勘定歳出、歳入全般について行います。27ページから30ページです。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　以上で、サービス事業勘定歳出、歳入全般についての質疑を終わります。
保険事業勘定、サービス事業勘定歳出、歳入全般について、質疑漏れございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　質疑漏れを終わります。
質疑を打ち切り、討論を行います。
（「なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。
討論を打ち切り、日程第8、承認第6号についての採決を行います。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第6号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第9　承認第7号
○議長（芳賀芳夫君）　日程第9、承認第7号を議題といたします。
令和7年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。
副町長森君。
○副町長（森　朋彦君）　承認第7号令和7年度今金町介護老人保健施設特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。
まず業務の予定量の変更につきまして、第2条を御覧ください。療養介護者数、入所1日平均70.8人、延べで短期入所111人を含み2万5825人、通所では、1日平均6.4人、延.べ1565人にそれぞれ変更したものです。
今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、既定の予算の総額から収入支出それぞれ318万6000円を減額し、予算の総額を収入支出それぞれ4億

7202万2000円としたものであります。

概要について第3条収益的収入及び支出の補正を御覧ください。収入第1款施設運営事業収益において318万6000円の減額は、第1項事業収益100万円の追加で、施設サービス費及び自己負担金の確定に伴うものです。

第2項事業外収益418万6000円の減額は、主に一般会計補助金の確定に伴うものです。

支出第1款施設運営事業費用において318万6000円の減額は、第1項事業費用の減額で実績精査です。以上概要を申し上げました。御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は収益的支出及び収入全般について行います。1ページから5ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第9、承認第7号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第7号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第10　承認第8号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第10、承認第8号を議題といたします。

令和7年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第5号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第8号令和7年度今金町国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第5号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

業務予定量の変更について、第2条お願いします。年間患者数、入院6710人、外来1万1036人に、1日平均患者数では、入院18.4人、外来45.4人にそれぞれ変更したものであります。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、既定の予算の総額から収入支出それぞれ2113万3000円を減額し、予算の総額を収入支出それぞれ7億7841万4000円とし、資本的収入及び支出においては、支出で、既定の予算の総額から15万6000円を減額し、予算の総額を6953万4000円としたものであります。

概要について第3条収益的収入及び支出の補正を御覧ください。収入第1款病院事

業収益において 2113 万 3000 円の減額は、第 1 項医業収益で 929 万 1000 円の減額であり、入院収益、外来収益、その他医業収益の実績精査です。

第 2 項医業外収益 1184 万 2000 円の減額は、主に一般会計からの補助金及び負担金の減額です。

支出第 1 款病院事業費用において 2113 万 3000 円の減額は、第 1 項医業費用 2084 万円の減額で、これは実績精査であります。

第 3 項特別損失 29 万 3000 円の減額は不能欠損処分費です。

次に第 4 条資本的収入及び支出の補正を御覧ください。支出第 1 款資本的支出において 15 万 6000 円の減額は、第 1 項建設改良費で、器械備品購入費の実績精査によるものです。以上概要を申し上げました。御審議頂き御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般について行います。1 ページから 7 ページです。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっとお伺いしたいと思います。3 ページの国庫補助金でありますけども、866 万 3000 円で、賃上げ物価上昇に対する追加の補助金とありますけども、これ国から来てるんですが、予定していなかったようでありますけども、どのように使われる予定をしてるのかをお知らせ頂ければと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　国保病院事務長、山田君。

○国保病院事務長（山田哲也君）　苅屋議員の質問にお答えいたします。この補助金につきましては、当初は計画になかったもので、1 月 26 日厚生労働省から文書により、こういった補助金がありますということで、申請をしてくださいというものでございました。3 月 4 日付けで今金町国保病院から国に対して申請を行いまして、積算につきましては、許可病床数一床につき 11 万円ですとか、そういった基準がございまして、その基準を満た部分として、申請を行ったものでございます。基準額に基づき収入となりましたのが、そこにございますとおり 866 万 3000 円というふうになってございます。使途につきましては、病院事業の運営に様々な部分に使っていこうというふうに考えてございます。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第 10、承認第 8 号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第8号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第11　承認第9号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第11、承認第9号を議題といたします。

令和7年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第9号令和7年度今金町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

まず初めに業務の予定量の変更です。第2条を御覧ください。給水戸数2098戸、日最大給水量3080立方メートル、日平均給水量1419立方メートルにそれぞれ変更したものです。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入では、既定の予算の総額に1277万3000円を追加し、予算の総額を1億7489万5000円とし、支出においては、既定の予算の総額から744万9000円を減額し、予算の総額を2億2490万1000円としたものであります。

資本的収入の予定額においては、既定の予算の総額から1833万8000円を減額し、予算の総額を4104万1000円としたものであります。

概要について申し上げます。まず第3条収益的収入及び支出の補正を御覧ください。

収入第1款簡易水道事業収益において1277万3000円の追加は、第1項営業収益15万1000円の減額で、水道使用料と手数料の実績精査によるものです。

第2項営業外収益1292万4000円の追加は財政調整基金繰入金です。

支出第1款簡易水道事業費用において744万9000円の減額は、第1項営業費用で実績精査です。

次に資本的収入の補正については第4条を御覧ください。

収入第1款資本的収入において1833万8000円の減額は、第3項基金取崩し収入で、財政調整基金繰入金です。以上概要を申し上げました。御審議頂き、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は収益的支出及び収入全般、資本的支出及び収入全般について行います。1ページから3ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第 11、承認第 9 号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第 9 号は、原案承認と決定いたしました。

◎日程第 12　承認第 10 号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第 12、承認第 10 号を議題といたします。

令和 7 年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）専決処分の承認について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　承認第 10 号令和 7 年度今金町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

業務の予定量の変更については第 2 条を御覧ください。水洗化人口 2707 人、日最大汚水量 874 立方メートル、日平均汚水量 760 立方メートルにそれぞれ変更したものであります。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、既定の予算の総額から収入支出それぞれ 1 万 1000 円を減額し、予算の総額を収入支出それぞれ 2 億 2190 万 5000 円としたものであります。

概要については第 3 条収益的収入及び支出の補正を御覧ください。

収入第 1 款下水道事業収益において 1 万 1000 円の減額は、第 2 項営業外収益で雑収益です。

支出第 1 款下水道事業費用において 1 万 1000 円の減額は、第 1 項営業費用で実績精査です。以上、概要を申し上げました。御審議頂き、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は収益的支出及び収入全般について行います。1 ページです。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第 12、承認第 10 号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、承認第 10 号は、原案承認と決定いたしま

した。

◎日程第13　議案第1号

○議長（芳賀芳夫君）　日程第13、議案第1号を議題といたします。

令和8年度今金町一般会計補正予算（第1号）について、理事者の説明を求めます。

副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　議案第1号令和8年度今金町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の提案につきましては、令和8年1月1日に発生した火災により焼損した緑団地地区町営住宅の解体設計業務委託に関わる経費及び社会福祉法人今金福祉会が運営いたします、豊寿園の施設改修に関わる支援についての経費の計上であり、まずはその予算の概要を申し上げたいと思います。本予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ970万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9127万2000円にしようとするものであります。

補正の主なものについて歳入より申し上げます。1ページお願いをします。18款繰入金において970万円の追加は、基金繰入金です。

次に歳出は2ページです。3款民生費において880万円の追加は社会福祉費です。

8款土木費において90万円の追加は住宅費です。以上、予算の概要を申し上げました。それぞれの事業の詳細につきまして、緑団地地区町営住宅解体に関しましては総務財政課長補佐が、社会福祉法人今金福祉会施設改修補助事業については保健福祉課長がそれぞれ説明を申し上げます。御審議頂き議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長補佐、竹内君。

○総務財政課長補佐（竹内佳生君）　（総務財政課長補佐朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　（保健福祉課長朗読説明、記載省略）

○議長（芳賀芳夫君）　説明が終わりました。

これより質疑を行ないます。

質疑は歳出歳入全般について行います。

3ページから5ページです。

苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　施設改修補助事業についてちょっと1点お伺いしたいと思います。先ほども説明ありましたけども本来30％といったところを50％の補助率にしたという説明がありました。今回この使う繰入れの基金ですが、ふるさと創生基金から財源として繰り入れされるということでありますが、50％にした根拠といいますか、そういうところについて伺いたいと思います。公共性が高い施設だというふうに思っております。それも加味して50％だっていうことも理解するんですが、福祉公共的なことも考えますと、私としてはもう少し補助してもよかった。これは個人的な意見に

なってしまうかもしれませんが、そういう考え方もできなかったのかどうかその辺をお聞かせください。

○議長（芳賀芳夫君）　保健福祉課長、住吉君。

○保健福祉課長（住吉　淳君）　お答えします。過去に他の社会福祉法人がグループホーム建設したときの補助率も50%ということでしたので、それに合わせた形で今回50%ということで決めさせていただいたところですので御理解頂きたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　苅屋君。

○１番（苅屋泰裕君）　先ほどそのような話だったと思うんですけども、その辺も含めてですね、総合的な検討というのがされたのか、もう一度お願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　副町長、森君。

○副町長（森　朋彦君）　ありがとうございます。今回、先ほど課長からもありましたけども、法人のほうから要望書を持参されて、いろいろと状況なんかもですね、お聞きをした中で検討した結果です。当然かかる事業費につきましても今回お示ししたように多額でありますし、それから今おっしゃっていただいたように、施設が高齢者福祉施設ということで、非常に町の将来的なところでもですね、重要な施設だというふうな認識は一致をするところであります。そこで町としてどれだけの支援ができるかというところの検討に入るわけですけれども、原則論として、町が支援をする補助の基準的なところというのは3分の1程度ということで、従来から行ってきたところでありまして、このラインは、これからも基本的には継続をするのかなというふうに思っております。

しかしながら、先程来出てるように施設の性格ですとか、緊急度合い、それからちょっと失礼な言い方ですけども、法人のほうのいろんな財務状況なんかもですね、情報提供頂いた中で、少し町としても、3分の1にこだわらない補助をすべきではないかということの、町長の政策判断もありながらですね、今回2分の1ということであります。これ以上という議論も確かにあるのでありましょうけれども、そこはやっぱり事業の実施主体とそれから支援をする今金町とのいろんな関係性ですとか、それからほかにもですね、今後同様の事案が出てくるかもしれませんので、そういったところとのですね、整合性だったり、今お話が担当課長からありましたとおり、これまでの経過なんかも踏まえて、総合的に政策判断した中で今回2分の1ということの決定をさせていただいて議会のほうに提案をさせていただいているという経過でありますので、御理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

○議長（芳賀芳夫君）　よろしいですか。その他ございませんか。

日置君。

○１１番（日置紳一君）　緑団地の解体工事載ってますけども、計画がありますけども、これは解体後の跡地利用といいますか、改築しようとか、そういう予定があれば教えてください。

○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　お答えをいたします。今年度中にですね、設計を経て、

解体工事のほうを行いたいと思います。その後ですね、今の現在の予定でありますけども、令和９年度に新しい高齢者単身向けの住宅を改築するような予定でおりますので、その際は、交付金対象にもなりますので、北海道や国にも要望を経て、内示を頂いた際に、着工という形になりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（芳賀芳夫君）　そのほかございませんか。

岸雅子君。

○２番（岸　雅子君）　あわせまして、今の単身者の住宅についてなんですけれども、火災に遭ったときの３名の方は施設のほうに入所されたと聞いてますけれども、建て直しされた際に、その方たちが戻るということなのでしょうか。それとも、全くそこはまだ決まってはいないということなんでしょうか。

○議長（芳賀芳夫君）　総務財政課長、山田君。

○総務財政課長（山田　薫君）　火災によりまして退去された３名の方は、今せせらぎのほうに入所しております。その際の聞き取りした状況では、もし建て替えするのであれば入居したいという現状の御意見は頂いております。ただ、令和９年度に更新しますと、完成が10年度とかになりますので、その際ですね、もう一度その入居募集の意思があるのか、ないのかも確認しますけども、その３名の方を優先してということでは今の現状ではないということで、御確認をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（芳賀芳夫君）　質疑を終わります。

質疑を打ち切り、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　討論を終わります。

討論を打ち切り、日程第13、議案第１号についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芳賀芳夫君）　ご異議がないので、議案第１号は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（芳賀芳夫君）　以上をもって、日程の全部を議了いたしました。

これをもって、令和８年第４回今金町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

閉会　午後　１時３８分